

改定後	改定前
<p>第1条（定義）</p> <p>「iD決済システム」（以下「本決済システム」という）とは、非接触IC技術を活用したクレジット決済システムをいいます。</p> <p>「iD媒体」とは、本決済システムを提供する媒体のことを指し、以下の種類があります。</p> <p>①非接触IC技術を用いた機能を搭載した携帯機器 <u>（以下「iD携帯」という）</u></p> <p>②会員規約に基づき会員に発行するクレジットカードとして、会員規約に定めるクレジットカードの機能（以下「クレジットカード機能」という）と本特約に定める本決済システムでの利用機能の双方を備えた一枚のカード等（以下「一体型カード」という）</p> <p>③会員規約に基づき会員に発行するクレジットカード（第7条1項に定める決済用カードをさす）とは別の、本決済システムでの利用機能を備えたカード等（以下「専用カード」という）</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>「iD決済システム」（以下「本決済システム」という）とは、非接触IC技術を活用したクレジット決済システムをいいます。</p> <p>「iD媒体」とは、本決済システムを提供する媒体のことを指し、以下の種類があります。</p> <p>①非接触IC技術を用いた機能を搭載した携帯機器</p> <p>②会員規約に基づき会員に発行するクレジットカードとして、会員規約に定めるクレジットカードの機能（以下「クレジットカード機能」という）と本特約に定める本決済システムでの利用機能の双方を備えた一枚のカード等（以下「一体型カード」という）</p> <p>③会員規約に基づき会員に発行するクレジットカード（第7条1項に定める決済用カードをさす）とは別の、本決済システムでの利用機能を備えたカード等（以下「専用カード」という）</p>

改定後	改定前
<p>第2条（iD会員）</p> <p>1. 南都カードサービス株式会社（以下「当社」という）が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員（以下「会員」という）で、本特約および南都 <u>V I S A</u> カード & <u>南都マスターカード</u> 会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方を i D 会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。</p> <p>2. i D 会員には、本決済システムを使用する i D 媒体によって、それぞれ i D 会員（携帯型）、i D 会員（一体型）および i D 会員（専用型）があります。</p> <p>3. 当社は i D 会員（一体型）に対しては、一体型カードを発行し、i D 会員（専用型）に対しては、専用カードを発行し、貸与します。<u>ただし</u>、一部一体型カードを発行できないクレジットカードがあります。</p> <p>4. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員が i D 会員である場合に限り、当社は当該家族会員を i D 会員とするものとします。<u>ただし</u>、会員が i D 会員（一体型）の場合は、この限りでないものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第2条（iD会員）</p> <p>1. 南都カードサービス株式会社（以下「当社」という）が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員（以下「会員」という）で、本特約及び南都カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方を i D 会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。</p> <p>2. i D 会員には、本決済システムを使用する i D 媒体によって、それぞれ i D 会員（携帯型）、i D 会員（一体型）および i D 会員（専用型）があります。</p> <p>3. 当社は i D 会員（一体型）に対しては、一体型カードを発行し、i D 会員（専用型）に対しては、専用カードを発行し、貸与します。但し、一部一体型カードを発行できないクレジットカードがあります。</p> <p>4. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員が i D 会員である場合に限り、当社は当該家族会員を i D 会員とするものとします。但し、会員が i D 会員（一体型）の場合は、この限りでないものとします。</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p>第4条（暗証番号）</p> <p>1. 当社は、i D会員より申出のあったi Dの暗証番号を所定の方法により登録します。<u>ただし</u>、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。</p> <p>（略）</p>	<p>第4条（暗証番号）</p> <p>1. 当社は、i D会員より申出のあったi Dの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。</p> <p>（略）</p>
<p>第5条（i D媒体の利用）</p> <p>1. i D会員は、i D媒体を当社所定の方法で使用するにより、本決済システムの利用が可能な加盟店（以下「i D加盟店」という）での支払い手段とすることができます。</p> <p>2. i D会員は、第7条第1項で定める決済用カードの代わりにi D媒体を用いて当社が別途指定するATM等において当社所定の操作を行うことにより、会員規約に定めるキャッシングリボとして、当社から現金を借り受けることができます。また、i D会員は、会員規約に定める方法以外に、当社が別途指定するATM等においてi D媒体を用いて当社所定の操作を行うことにより、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。<u>ただし</u>、本決済システムまたはこれに関連するシステムの仕様上、本項に定めるキャッシングリボのサービスが受けられない場合があるものとします。</p>	<p>第5条（i D媒体の利用）</p> <p>1. i D会員は、i D媒体を当社所定の方法で使用するにより、本決済システムの利用が可能な加盟店（以下「i D加盟店」という）での支払い手段とすることができます。</p> <p>2. i D会員は、第7条第1項で定める決済用カードの代わりにi D媒体を用いて当社が別途指定するATM等において当社所定の操作を行うことにより、会員規約に定めるキャッシングリボとして、当社から現金を借り受けることができます。また、i D会員は、会員規約に定める方法以外に、当社が別途指定するATM等においてi D媒体を用いて当社所定の操作を行うことにより、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。但し、本決済システムまたはこれに関連するシステムの仕様上、本項に定めるキャッシングリボのサービスが受けられない場合があるものとします。</p>

改定後	改定前
<p>第7条（ご利用代金の支払い）</p> <p>1. 本会員であるiD会員は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約に従い、iD会員が予め指定する決済用のクレジットカードおよび一体型カードのクレジットカード機能（以下「決済用カード」という）の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。</p> <p>2. 前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「いつでもリボ」および「あとからリボ」の場合は会員規約第31条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」、および「マイ・ペイすりボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約第32条の定めに基づき支払うものとします。</p>	<p>第7条（ご利用代金の支払い）</p> <p>1. 本会員であるiD会員は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約に従い、iD会員が予め指定する決済用のクレジットカードおよび一体型カードのクレジットカード機能（以下「決済用カード」という）の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。</p> <p>2. 前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「いつでもリボ」および「あとからリボ」の場合は会員規約第31条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」、および「マイ・ペイすりボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約第32条の定めに基づき支払うものとします。</p>

改定後	改定前
<p>第11条（会員保障制度）</p> <p>（略）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（1）i D会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害</p> <p>（2）損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>（3）i D会員の家族・同居人・当社から送付した本カードまたは第19条に定めるアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>（4）i D会員が本条第4項の義務を怠った場合</p> <p>（5）紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>（6）暗証番号入力を伴う取引についての損害（<u>ただし</u>、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りでありませぬ。）</p> <p><u>（7）i D会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害がi D会員の過失に起因する場合</u></p> <p><u>（8）前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>（9）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>（10）その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</u></p>	<p>第11条（会員保障制度）</p> <p>（略）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（1）i D会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害</p> <p>（2）損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>（3）i D会員の家族・同居人・当社から送付した本カードまたは第19条に定めるアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>（4）i D会員が本条第4項の義務を怠った場合</p> <p>（5）紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>（6）暗証番号入力を伴う取引についての損害（但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りでありませぬ。）</p> <p>（7）前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>（8）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>（9）その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</p>

改定後	改定前
<p>第12条（有効期限）</p> <p>1. 本カードおよびiD会員情報の本決済システムにおける有効期限は、当社が指定するものとし、有効期限は書面、電子メール、または本カードの券面に記載する方法その他当社所定の方法により通知する年月の末日までとします。</p> <p>2. 有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続きiD会員として認める場合には、新たに本カードを送付または通知します。<u>ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。</u></p> <p><u>3. iD会員（携帯型）は改めて第20条に準じて会員登録を行うものとします。なお、本決済システムの利用状況によっては、iD会員に事前に通知することなく、iD会員を退会させることができるものとします。</u></p> <p><u>4. iD会員は有効期限経過後の本カードを直ちに裁断破棄するものとします。</u></p>	<p>第12条（有効期限）</p> <p>1. 本カードおよびiD会員情報の本決済システムにおける有効期限は、当社が指定するものとし、有効期限は書面、電子メール、または本カードの券面に記載する方法その他当社所定の方法により通知する年月の末日までとします。</p> <p>2. 有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続きiD会員として認める場合には、新たに本カードを送付または通知します。<u>この場合、iD会員（携帯型）は改めて第20条に準じて会員登録を行うものとします。なお、本決済システムの利用状況によっては、iD会員に事前に通知することなく、iD会員を退会させることができるものとします。</u></p> <p>3. iD会員は有効期限経過後の本カードを直ちに裁断破棄するものとします。</p>

改定後	改定前
<p>第14条（再発行）</p> <p>当社は、本カードの紛失・盗難の場合には、iD会員が当社所定の<u>方法で届け出を行い</u>、当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第14条（再発行）</p> <p>当社は、本カードの紛失・盗難の場合には、iD会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第17条（特約の変更、承認）</p> <p>本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にiD媒体を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。<u>また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>	<p>第17条（特約の変更、承認）</p> <p>本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にiD媒体を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。</p>

改定後	改定前
<p>第20条（会員情報登録）</p> <p>（略）</p> <p>2. iD会員（携帯型）は、当社が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要なアプリケーション等（以下「アプリケーション」という）を、当社所定の方法で携帯機器にダウンロードしたうえで、アクセスコードおよび指定暗証番号を入力するなどの当社所定の方法により会員情報登録するものとします。<u>ただし</u>、携帯機器が予め会員情報登録が可能な状態となっている場合、当該アプリケーションの設定手続きは省略できるものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第20条（会員情報登録）</p> <p>（略）</p> <p>2. iD会員（携帯型）は、当社が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要なアプリケーション等（以下「アプリケーション」という）を、当社所定の方法で携帯機器にダウンロードしたうえで、アクセスコードおよび指定暗証番号を入力するなどの当社所定の方法により会員情報登録するものとします。但し、携帯機器が予め会員情報登録が可能な状態となっている場合、当該アプリケーションの設定手続きは省略できるものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第21条（iD会員情報の削除）</p> <p>1. iD会員（携帯型）は、前条2項に定める手続きを行い、会員情報登録が完了した携帯機器につき機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせてiD携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第21条（iD会員情報の削除）</p> <p>1. iD会員（携帯型）は、前条2項に定める手続きを行い、会員情報登録が完了した携帯機器（<u>以下、「iD携帯」という</u>）につき機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせてiD携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとします。</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p>第23条（免責）</p> <p>1. 当社は、i D会員（携帯型）がi D携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、i D携帯の各種機能またはi D携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、i D会員（携帯型）または第三者に損害が発生した場合でも、当社に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。</p> <p>2. 当社は、本特約に別途定める場合を除き、i D携帯およびi D携帯に装備されたICチップ等の欠陥、品質不良等の原因によりi D会員（携帯型）がi D携帯を使用して本決済システムを利用することが出来ない場合でも、責任を負わないものとします。<u>ただし</u>、当社の故意または重過失による当社が指定するアプリケーションの欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。</p> <p>（略）</p>	<p>第23条（免責）</p> <p>1. 当社は、i D会員（携帯型）がi D携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、i D携帯の各種機能またはi D携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、i D会員（携帯型）または第三者に損害が発生した場合でも、当社に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。</p> <p>2. 当社は、本特約に別途定める場合を除き、i D携帯およびi D携帯に装備されたICチップ等の欠陥、品質不良等の原因によりi D会員（携帯型）がi D携帯を使用して本決済システムを利用することが出来ない場合でも、責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失による当社が指定するアプリケーションの欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。</p> <p>（略）</p>